

受付番号： 2017-3-20

課題名：口腔内癌の細胞内情報因子に関する研究

1. 研究の対象

四川大学華西口腔医院で取得された口腔内癌の外科標本の一部。凍結検体、あるいはパラフィン包埋標本あるいはその切片を東北大学に送付し、免疫染色等によって、種々の因子(細胞内情報因子を含む)を解析する。

2. 研究期間

2017年12月(倫理委員会承認後)～2022年3月

3. 研究目的：口腔内癌患者における悪性化に関わる因子を、特に低分子量GTP結合蛋白質Ralおよびその活性化因子に着目して、明らかにする。

4. 研究方法：四川大学で集積(登録)された口腔内癌は約100例であり、その一部あるいはすべてを東北大学に送付いただき解析する。凍結標本では、リアルタイムPCRやウェスタンブロットによる低分子量GTP結合タンパク質RALおよびその関連因子の定量。パラフィン包埋検体では、Ralおよびその関連因子の免疫染色等による定量を行う。

5. 研究に用いる試料・情報の種類

四川大学華西口腔医院で集積(登録)された口腔内癌の外科的に切除された検体(2015年11月25日より2016年5月12日までの凍結検体30例、および2008年から2010年までのパラフィン包埋検体70例)。四川大学より、番号のみ付与され、東北大学に送付され、免疫組織染色等にて東北大学にて解析する。

6. 外部への試料・情報の提供

上記検体の解析結果を四川大学に送り、病歴等とともに比較解析・評価する。

7. 研究組織

研究責任者：堀内 久徳

東北大学加齢医学研究所、基礎加齢研究分野、教授

(歯学系研究科口腔腫瘍制御学)

連絡先:980-8575 仙台市青葉区星陵町 4-1

分担者: 白川龍太郎

東北大学加齢医学研究所、基礎加齢研究分野、助教

(歯学系研究科口腔腫瘍制御学)

連絡先:980-8575 仙台市青葉区星陵町 4-1

Gao Pan

東北大学加齢医学研究所、基礎加齢研究分野、大学院生

(歯学系研究科口腔腫瘍制御学)

連絡先:980-8575 仙台市青葉区星陵町 4-1

1.1. 共同研究機関

林 浩 四川大学華西口腔医院

共同研究機関:あり(四川大学華西口腔医院)

8. お問い合わせ先

本研究に関するご質問等がありましたら下記の連絡先までお問い合わせ下さい。

ご希望があれば、他の研究対象者の個人情報及び知的財産の保護に支障がない範囲内で、研究計画書及び関連資料を閲覧することが出来ますのでお申出下さい。

また、試料・情報が当該研究に用いられることについて患者さんもしくは患者さんの代理人の方にご了承いただけない場合には研究対象としませんので、下記の連絡先までお申出ください。その場合でも患者さんに不利益が生じることはありません。

照会先および研究への利用を拒否する場合の連絡先(研究代表者・研究責任者)

すべての連絡窓口

堀内 久徳

東北大学加齢医学研究所、基礎加齢研究分野、教授

(歯学系研究科口腔腫瘍制御学)

連絡先:980-8575 仙台市青葉区星陵町 4-1

◆個人情報の利用目的の通知に関する問い合わせ先

保有個人情報の利用目的の通知に関するお問い合わせ先：「8. お問い合わせ先」

※注意事項

以下に該当する場合にはお応えできないことがあります。

＜人を対象とする医学系研究に関する倫理指針 第6章第16の1(3)＞

- ①利用目的を容易に知り得る状態に置くこと又は請求者に対して通知することにより、研究対象者等又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
- ②利用目的を容易に知り得る状態に置くこと又は請求者に対して通知することにより、当該研究機関の権利又は正当な利益を害するおそれがある場合

◆個人情報の開示等に関する手続

本学が保有する個人情報のうち、本人の情報について、開示、訂正及び利用停止を請求することができます。

保有個人情報とは、本学の役員又は職員が職務上作成し、又は取得した個人情報です。

- 1) 診療情報に関する保有個人情報については、東北大学病院事務部医事課が相談窓口となります。詳しくは、下記ホームページ「配布物 患者さまの個人情報に関するお知らせ」をご覧ください。（※手数料が必要です。）

【東北大学病院個人情報保護方針】

<http://www.hosp.tohoku.ac.jp/privacy.html>

- 2) 1)以外の保有する個人情報については、所定の請求用紙に必要事項を記入し情報公開室受付窓口に提出するか又は郵送願います。詳しくは請求手続きのホームページをご覧ください。（※手数料が必要です。）

【東北大学情報公開室】

<http://www.bureau.tohoku.ac.jp/kokai/disclosure/index.html>

※注意事項

以下に該当する場合には全部若しくは一部についてお応えできないことがあります。

＜人を対象とする医学系研究に関する倫理指針 第6章第16の2(1)＞

- ①研究対象者等又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
- ②研究機関の研究業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合
- ③法令に違反することとなる場合